熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項

(総則)

第1条 本要項は、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業(以下「本事業」という。)による補助金の交付に当たり必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 土砂災害特別警戒区域等内の居住者の生命及び身体を保護するため、土砂災害危険住宅の移転を行う者に対して移転等に要する経費に係る補助金を交付する市町村(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に 定めるものとする。

(定義)

- 第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に 定めるところによる。
 - 一 土砂災害特別警戒区域等 次に掲げる区域をいう。
 - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区 域
 - イ 同法第4条第2項の規定により各市町村の長に通知した基礎調査の 結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域
 - 二 土砂災害危険住宅 土砂災害特別警戒区域等内に存する建築物で、 その全部又は一部を住宅(賃貸住宅を除く。)の用途に供するもの

(補助金の交付の対象及び補助額)

- 第4条 本事業の対象となる土砂災害危険住宅は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - 一 除却を行うものであること。

但し、倉庫や資材置場として利用する場合は、床板、床組や階段を撤去し、住居としての利用ができない状態にすることにより、存置することができる。

また、公共土木施設災害復旧事業の適用範囲となる異常な天然現象による災害により住宅が被災し、直ちに住宅除却が困難な場合は、申請者の住宅除却の延期の申出に基づき、住宅除却完了期日を誓約する場合に限り、一定期間除却の延期を認めることとする。

- 二 住宅の居住者が土砂災害警戒区域外に移転すること。
- 三 前号に規定する移転先が熊本県内であること。
- 2 本事業の対象となる申請者は、土砂災害危険住宅に居住している者と し、第3条第1項に定める土砂災害特別警戒区域等の指定日前から居住 している者を対象とする。但し、申請時に被災者生活再建支援制度の支 給対象者又は自然災害等のやむを得ない事情で仮設住宅、避難所、親戚 宅等の仮住いに居住している者は、本事業の対象とする。
- 3 第2条に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表のとおりとする。

(事業計画)

- 第5条 補助事業者は、本事業を実施しようとする場合は、あらかじめ補助金交付要項を定め、当該市町村を所管する広域本部又は地域振興局と協議し、事業計画書(別添1)を作成しなければならない。
- 2 事業計画書は、本事業を実施しようとする区域ごとに作成するものと し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 土砂災害特別警戒区域の指定状況
 - 二 区域内の既存土砂災害危険住宅の戸数
 - 三 砂防関係事業の実施状況
 - 四 前号の事業との調整結果
- 3 事業計画書の作成においては、各広域本部・地域振興局は市町村と連携を図り、砂防関係事業との調整による効率的な土砂災害防止対策を行うこととする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助事業者による規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式 によるものとする。
- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。
 - 一 事業計画書(別添1)
 - 二 事業経費の配分(別添2)
 - 三 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書の写し
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請書の提出期限は、別に知事が定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

- 第7条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲 げるものとし、補助事業者は、規則第2条第6項の間接補助事業者等に 対し、次に掲げる間接補助事業の条件を遵守させなければならない。
 - 一 補助金の使用に当たっては、当該補助金の交付の目的に反しないこ

と。

- 二 土砂災害危険住宅の除却後の跡地について適正な管理を行うこと。
- 三 存置又は除却を延期した住宅について、住居として利用せず適正に 管理を行うこと。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付 決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(補助事業の変更等)

- 第9条 規則第5条第1項第1号又は第2号の規定によって知事の承認又は指示を受けようとする場合は、それぞれ次に掲げる書類を提出しなければならないものとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - 一 廃止 (又は中止) 承認申請書

別記第3号様式

二 完了期日変更報告書

別記第4号様式

- 2 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとし、当該変更に係る申請書の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - 一 補助金の額に変更を生じない内容の変更(補助対象所帯の変更以外の変更で補助金の額に変更を生じないものを除く。)

別記第5号様式

- 二 補助金の額に変更を生じる内容の変更
- 別記第6号様式
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の変更等の決定通知は、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第7号様式)により、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定による申請の取下げをすることのできる期間 は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までと する。

(実績報告)

- 第11条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の添付書類は、次のとおりとする。
 - 一 支払った経費を証明する書類(領収書の写し等)
 - 二 危険住宅除却後の写真及び移転先住宅の写真。但し、存置した場合 は住居として利用ができない状態になったことを示す写真、除却を延

期した場合は被災直後の写真を添付する。

- 三 その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、当該事業完了の日の属する県の会 計年度の3月31日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の確定通知は、補助金交付確 定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第13条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)は補助対象経費により取得(賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料(最長1年間)を含む)し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を取得等した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間(賃貸住宅については、賃借料の補助を行った期間)とする。

但し、処分内容が有償譲渡又は有償貸付等の場合はこの限りでない。

- 2 処分制限期間内に取得財産等を処分する場合は、財産処分申請書(別 記第12号様式)により申請を行い、次に掲げる事項を記載しなければ ならない。
 - 一 処分内容
 - 二 処分理由
 - 三 補助金返還額
- 3 補助金返還の要否及び返還額の算定方法は別添3のとおりとする。

(取得財産等処分の承認)

第15条 知事は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、取得財産等の処分を承認し、財産処分承認通知書(別記第13号様式)により通知を行うものとする。

(証拠書類の保管期間)

第16条 規則第23条に規定する別に定める期間は、10年とする。

(雑 則)

第17条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

- 附 則(平成27年4月16日付け砂第13号、建第61号) (施行期日)
- 1 この要項は、平成27年4月16日から施行する。
 - 附 則(平成30年3月28日付け砂第323号、建第1435号) (施行期日)
- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和2年7月3日付け砂第96号、建第517号) (施行期日)
- 1 この要項は、令和2年7月3日から施行する。 (令和2年7月豪雨の経過措置)
- 2 令和2年7月豪雨の被災者については、交付決定の前に行われた事業 に要した経費についても、写真や書類等による確認ができる場合は遡及 適用し、交付の対象とする。
 - 附 則(令和4年11月1日付け砂第112号、建第601号) (施行期日)
- この要項は、令和4年11月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費及び補助額

経費	経費の内容		補助額
住宅除却費等	危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費(がけ地近接等危険住宅移転事業を利用する場合は、その補助額を除く。)		
移転経費	移転に要す る経費で右 に定めるも	建築確認等手続費用・登記に係 る費用・火災保険加入料・住宅 の建設又は購入に附帯して要す る経費	
	0	賃貸住宅に入居する際に要する 経費・賃借料(最長1年間)	当該経費に相当
	住宅の建設	新たに住宅の建設又は購入する 際に要する経費	(ただし、3百万円を限度とす
住宅の建 設・購入費 等	若しくは購入又は空き 家等の改修	移転先の土地購入に要する経費	る。*)
に要する経 費		空き家等の改修に要する経費	
土地の調査 費	がけ地近接 て検討を行 成のための		

第 뭉 年 月 H

熊本県知事 様

> 補助事業者の長 氏 名 (公 印 省 略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付申請書 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業について補助金の交付を受けたい ので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県土砂災害危険住宅移転事業 補助金交付要項第6条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請しま す。

記

- ○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業 1 補助事業の名称
- 事業の目的及び内容 危険住宅の移転を促進し、特別警戒区域内等の居 2 住者の人命・身体を保護するため。
- 3 補助事業の完了の予定期日及び実施計画

完了予定日

年 月 日

事業計画

別紙のとおり

4 交付申請額

円

5 事業経費の配分 別添 2

- 6 添付書類(見積書等)
- (1) 土砂災害危険住宅移転事業費 (危険住宅の除却に要する経費)

(危険住宅からの移転経費) (2)

(住宅の建設・購入に要する経費) (3)IJ

(4) (土地の調査費)

(5) その他

(申請者名) 様

熊本県知事 (公印省略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付決定 通知書

年月日付け第号で申請のありました 〇〇年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け第 号による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費

円也

補助金の額

円批

- 3 この事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助 金の額は、前記1の交付申請書のとおりとする。
- 4 事業完了期日は、 年 月 日とする。
- 5 補助金の交付の条件
- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 熊本県補助金等交付規則第2条第6項の間接補助事業者等に対し、補助金を交付の目的に反して使用しないことを遵守させること。

熊本県知事

様

補助事業者の長 氏 名 (公 印 省 略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業に係る補助事業 の廃止(又は中止)承認申請書

年月日付け第号で補助金の交付決定の通知を受けた○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業について、下記により事業の廃止(中止)をしたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 廃止(中止)を必要とする理由
- 2 廃止(中止)に係る事業の内容及び金額
- 3 工 程 表
- 4 添 付 書 類 交付決定通知書の写し そ の 他

熊本県知事

様

補助事業者の長 氏 名 (公 印 省 略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業の完了期日変更 報告書

年 月 日付け 第 号で標記事業に係る補助金の交付決定通知を受けましたが、同通知に付された完了期日には、下記事由により事業の完了が困難となりましたので報告します。

- 1 交付決定に付された事業の完了期日
- 2 変更すべき事業の完了予定期日
- 3 変 更 の 事 由

熊本県知事

様

補助事業者の長 氏 名 (公 印 省 略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業内容変更承認申請書 年月日付け第号で補助金の交付決 定の通知のあった○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費を変更 したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変 更 内 容
- 2 変 更 理 由
- 3 関係書類

熊本県知事

様

補助事業者の長 氏 名 (公 印 省 略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金交付 変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった ○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金については、変更交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更を必要とする具体的な理由
- 2 県費補助金交付変更額

 交付決定金額
 円

 差引増減額
 円

交付変更申請金額 円

3 事業の完了予定期日

年 月 日

(注) 申請書の内容及び添付書類等は、すべて別記第1号様式交付申請書の内容及び添付書類等を準用し、交付決定と変更しようとする内容が対比できるよう既申請分は上段()書きで、変更後申請分は下段に記入してください。

(申請者名) 様

熊本県知事 (公印省略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業変更承認通知書 年月日付け第号で申請のありました○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業の変更については、熊本県補助金等 交付規則第7条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により 準用する同規則第6条の規定により通知します。

(申請者名) 様

熊本県知事 (公印省略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金変更交付 決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました ○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業の計画変更については、 熊 本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記のとおり当該 決定の額及びその内容を変更することに決定しましたので、同条第3項の規 定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容及び経費の配分は、 年 月 日 付け第号による交付変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位:円)

区分	前回までの	今 回 変 更	変 更 交 付
	交付決定額	増 減 額	決 定 額
補助金の額			

3 事業完了期日は、 年 月 日までとする。

別記第9号様式(第11条関係)

第 뭉 年 月 日

熊本県知事

様

補助事業者の長 氏 名 (公印省略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業実績報告書

年 月 日付け 号で補助金の交付決定 第 の通知あった標記の事業が完了したので、熊本県補助金等交付規則第13条 及び熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第11条の規定 により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
 - ○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業
- 2 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額

円

補助金精算額

円

補助事業の実施期間 3

自

年 月 日

至

年 月 日

- 4 補助事業の成果 計画所帯数:○、完了所帯数○
- 5 補助金精算額

	補助金交付決定の内容		補助金精算額		
区分	補助対象	補助金	精算補助	精算	
	事業費	交付決定額	対象支払額	補助金額	
住宅除却費等					
移転経費					
住宅の建設・購入費等					
土地の調査費					
合計					

6 添 付 書 類

- (1) 支払った経費を証明する書類(領収書の写し等)
- (2) 危険住宅除却後の写真及び移転先住宅の写真
 - ・存置した場合は住居として利用ができない状態にしたことを示す写真
 - ・除却を延期した場合は被災後の写真
- (3) その他

(申請者名) 様

熊本県知事 (公印省略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の額の 確定通知書

年月日付け第号で実績報告のあった ○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

確 定 補 助 金 額 交付決定補助金額

円 円

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付請求書

年月日付け第号で確定の通知のあった ○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金として、下記の金額を 交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金

口座振替払	銀行	支店	
口 座 名			
預金種別(普通	・当座・その他())	
口座番号			

円

年 月 日

補助事業者の長 氏 名

熊本県知事様

※申請者の押印を省略する場合

書類の提出方法	紙・電子メール・FAX

書類発行責任者氏名:	連絡先(電話番号):
担 当 者 氏 名:	連絡先(電話番号):

第 号年 月 日

熊本県知事

補助事業者の長 氏 名 (公 印 省 略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業財産処分申請書 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決 定の通知のあった○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業で得た財 産を処分したいので、申請します。

様

- 1 処分内容
- 2 処 分 理 由
- 3 補助金返還額

(申請者名) 様

熊本県知事 (公印省略)

○○年度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業財産処分承認通知書 年 月 日付け 第 号で申請のありました○○年 度熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業の財産処分については、熊本県土砂 災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第15条の規定により承認した ので、通知します。

	事業計画書				
土砂災害特別警戒区域種別 ・急傾斜 ・土石流 ・地すべり 指定(調査終了)年月日 H 年 月 日 H 年 月 日 H 年 月 日 H 年 月 日 H 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	市町村名		作成年月日	H 年 月 日	
指定(調査終了)年月日 H 年 月 日 H 年 月 日 H 年 月 日 H 年 月 日 H 年 月 日 地区内の既存危険住宅戸数 戸 (うちレッドゾーン内戸数) 戸 急傾斜地崩壊対策事業 ・概成・実施中・計画なし 実施時期 H 年度~H 年度 本事業の対策事業との整合性	地区名称				
地区内の既存危険住宅戸数 戸 (うちレッドゾーン内戸数) 戸 急傾斜地崩壊対策事業 ・概成・実施中・計画中・計画なし 実施時期 H 年度〜H 年度 本事業の対策事業との整合性	土砂災害特別警戒区域種別	- 急傾斜	・土石流	・地すべり	
急傾斜地崩壊対策事業 ・概成・実施中・計画中・計画なし 実施時期 H 年度〜H 年度 本事業の対策事業との整合性	指定(調査終了)年月日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日	
本事業の対策事業との整合性	地区内の既存危険住宅戸数	戸	(うちレッドゾーン内戸数)	戸	
対策事業との整合性	急傾斜地崩壊対策事業	- 概成 - 実施中 - 計画中	- 計画なし 実施時期	H 年度~H 年度	
区域図と事業計画	対策事業との整合性				

事業経費の配分

(単位:千円)

			(手匹。	1 1 1 1 /
世帯	事業経費の)配分	補助金	備考
数	事業費経費名	補助対象事業費	交付申請額	
	危険住宅の除却に要する経費 危険住宅からの移転経費			
	住宅の建設・購入に要する経費			
合計	土地の調査費			
П н				

別添3 (第14条関係)

補助金返還額の要否及び算定方法

1 補助金返還の要否

※取得財産等の処分制限期間が10年超の場合(10年未満の場合はその年数で下記表に当てはめる)

	財産取得から 10 年目まで	財産取得から 11 年目以降 財産処分制限期間満了まで
無償譲渡 無償貸付 等	要(①)	不要
有償譲渡 有償貸付 等	要(②)	要(③)

財産処分制限期間満了後の処分については、有償・無償に関わらず補助金 返還不要とする。

2 補助金返還額の算定方法

【(A) 残存価値により算定を行う方法】

補助金額×(残存年数/処分制限期間年数)

【(B)譲渡額等により算定を行う方法】

譲渡額等×(補助金額/財産取得に要した総事業費

※財産処分の対象となる補助事業として交付された補助金額が上限

- 3 補助金返還額のケース毎の算定方法
 - (1) 図①の場合
 - → (A) の算定方法による
 - (2) 図②の場合
 - → (A) と (B) の算定方法を比較しいずれか高い方による
 - (3) 図③の場合
 - → (B) の算定方法による